

(案)

第7期川崎市・各区地域福祉計画 策定・推進指針

“地域福祉を進めていくにあたって”

令和5年6月

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

目 次

はじめに -----	1
第1章 「地域福祉」とは -----	2
1 生活の拠点である地域	2
2 市民と行政	3
3 市民参加とは	3
第2章 第7期計画策定の基本的な考え方 -----	6
1 計画改定の趣旨	6
2 地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係性	9
3 第6期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進の方向性	10
4 計画に盛り込む内容	13
第3章 第7期計画策定・推進の進め方 -----	16
1 地域の身近な課題に対応するための体制づくり	16
2 計画の策定作業	17
3 社会福祉協議会との連携	19
4 計画策定・推進を通じた地域マネジメント	22
5 計画策定・推進のプロセス	26
【参考資料】	27
1 川崎市自治基本条例	
2 地域包括ケアシステムの構築に向けた川崎市の取組	
3 地域包括ケアシステム推進に向けた取組の視点	
4 コミュニティ・ケアの仕組みづくり（イメージ）	
5 令和5年度 第7期地域福祉計画策定スケジュール（案）	

はじめに

本市においては、平成 27 年 3 月に、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」を策定し、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指しています。こうした中で、地域福祉計画においては、平成 30 年 4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法が改正され、地域における高齢者・障害者・児童・その他の福祉に関する共通事項を定めることとなり、福祉分野の上位計画と位置付けられました。

さらに、同改正により、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

こうした動向は、まさに本市が目指している方向性と同様であり、「第 5 期川崎市・各区地域福祉計画」以降、策定にあたっては、「推進ビジョン」を関連個別計画の上位概念として、関連個別計画を横につなぎ、こうした理念を実現するための計画として、地域福祉計画を位置付けてきました。

また、地域福祉の実現に向けては、社会福祉協議会との連携も重要であり、「川崎市地域福祉活動推進計画」及び、「各区地域福祉活動計画」との連携が図れるよう取り組んできました。

今般の計画策定に向けては、国のガイドラインを参考としながら、第 6 期計画期間中（令和 3～令和 5 年度）の現在、地域住民との対話を通じた地域課題の把握、解決に向けた取組等として、区ごとに取り組んでいる「地区カルテを活用した地域マネジメント」の取組を推進していくために、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」と連携しながら、平成 28 年度に各区に設置した「地域みまもり支援センター」の目的である「個別支援の強化」と「地域力の向上」を一体的に推進し、地域包括ケアシステムの構築により市民にとって安全・安心なまちづくりを進めて行くことを目指しています。

この指針につきましては、令和 5 年度に、「川崎市地域福祉計画（以下、「市計画」という。）」及び、「各区地域福祉計画（以下、「区計画」という。）」を策定していくにあたり、組織内の意識醸成、組織を超えた連携を意識しながら、主に、区計画策定の事務局となる「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」の職員が基本となる事項について、全区が共通認識を持って策定にあたるために活用していただくとともに、市計画及び区計画策定に携わる関係課職員及び、関係機関職員にも、参考として活用していただきたいと考えています。

第1章 「地域福祉」とは

単なる「地域における社会福祉」ではなく、それぞれの生活の拠点である地域において、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、市民と行政がともに地域社会の生活課題の解決に取り組むことにより、誰もが安心していきいきとすこやかに暮らせるような地域社会を作ることが地域福祉です。

1 生活の拠点である地域

「生活の拠点」とはどこか？

《地域の種類》

- ① 広域～神奈川県外
- ② 県域～神奈川県内
- ③ 市内～川崎市内
- ④ 区域～7区内
- ⑤ 小地域～日常生活圏域（地域）～家庭（最小単位の地域）まで

日常生活圏域の範囲については、人それぞれの活動範囲が違います。例えば、「働いている人」は1日のほとんどの時間を「働く場所」で過ごし、その際の最小単位は、「職場の課や係」などになります。また「働いていない人」、「子育てしている人」、「学校に通う子ども」、「障害のある人」、「高齢者」、「ボランティア活動をしている人」など、生活スタイルの違いによって、「家から歩いていける近隣」、「通学する学校」、「作業に通っている所」「入所している施設」「活動を行う地域」などが最小単位となります。

また、ほとんどの人は、時間に応じて、それぞれ地域を移動しています。例えば、「働いている人」も休日は、「自宅付近」で過ごしています。

すなわち、日常生活圏域の範囲については、それぞれの生活スタイルや時間によって変化するために、「ここ」という範囲が決められないといえます。

しかしながら、すべての人は「家庭」を最小単位のコミュニティとして、「ひとり暮らし」であっても、その範囲を「隣接している家庭」、「向こう三軒両隣」、「ご近所」、「町内」、「小学校区域や中学校区域又は地区社協区域」と広がっていくことは同じであり、どの範囲にポイントをおいて、地域課題の解決をめざすのかを決めることが必要と考えられます。

2 市民と行政

市民とは、「本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」のことと定義されています（川崎市自治基本条例第3条第1号）。

市民は、「地域福祉の担い手」であり、具体的には次のような個人や団体などを指します。

《市民＝地域福祉の担い手》

- ① 地域の住民
- ② 町内会・自治会等
- ③ 企業・商店街等
- ④ 民生委員児童委員
- ⑤ ボランティア・ボランティア団体
- ⑥ NPO法人等
- ⑦ 農業協同組合、消費者生活協同組合
- ⑧ 社会福祉法人、社会福祉協議会
- ⑨ 社会福祉従事者
- ⑩ 福祉関連民間事業者
- ⑪ その他

地域福祉の担い手である市民と行政との関係について、本市では、川崎市自治基本条例を制定し、市民と議会と市長等が担うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

3 市民参加とは

自治に対しての市民参加については、政治と行政に区別できますが、地域福祉計画が参加を促進しているのは、行政への市民参加となります。

- 政治への市民参加； （例）選挙、住民投票等
- 行政への市民参加； （例）審議会・委員会への公募型参加、アンケート、各種調査、懇談会・交流会、タウンミーティング、ワークショップ等

少子高齢化の急速な進行により、人口減少社会となり、核家族化が進んだことにより介護や子育ての家族意識の変化が生じ、地域において、共に助け合う風土が希薄化して

いるといえます。こうした中で、高齢者等を対象とした詐欺事件や、ひきこもりや児童虐待、ホームレス、孤独死などの社会問題が発生している状況にあります。

そこで、これまでも、行政として、施策等の策定手法とその進め方についての工夫が求められてきたところであり、サービスの受け手である市民が参加することで、真に市民の課題解決に行き届く施策の充実を目指してきたところです。

地域社会の生活課題の解決に向けては、一人一人の生活課題が“地域”という視点でつながった時、はじめて地域社会の生活課題が浮き彫りになります。こうした多様な生活課題を一つ一つ整理するためには、個別の行政計画や施策が取り組んできたこと、これから取り組むべき課題に対処し、優先すべき生活課題の焦点をどこにあてていくかを、地域性を考慮し、範囲を決めて、解決に向けて取り組む仕組みづくりを絶えず進めていくことが必要と考えられます。

そのための範囲は、行政区では大きすぎて、生活課題がぼやけてしまい、地域を細かく細分化してもかえって地域としての課題を狭めることになる可能性もあります。

実際に、個別計画や施策を考慮した場合、例えば、「小学校区」や「中学校区」などは、単に行政が同じ小学校や中学校に通う範囲を定めたものであり、行政はその単位でハード的な施設の建設などの目安としていますが、行政サービスの供給単位としては、あまり捉えられていないといえます。

しかしながら、拠点としての場の確保などを考えた場合には、災害時の避難所に指定されているなど、中学校や小学校は市民にとって、どこにあるかすぐ分かる利点もあります。

さらに、生活課題の解決に向けて取り組む仕組みづくりを考えた場合、既存の地域福祉活動基盤がある「地区社協区」、「地区民児協区」などには、実際に解決に向けて取り組む際の実効的な利点があります。

地域社会の課題解決に向けては、あらゆる過程での「市民の参加」が重要となることから、一つの例として、一人一人の生活課題が“地域”という視点でつながった「地域社会の生活課題」を掘り起こすために、一定の範囲でワークショップや住民座談会、住民交流会を開催することが効果的と考えます。

ここには市民参加が不可欠であり、ここで掘り起こされ、焦点が充てられた「地域社会の生活課題」にどう取り組んでいくかを考える過程でもワークショップなどの手法を用いて、取組・仕組みづくりを検討していく。ここでも、「担い手」とも「受け手」ともなる市民参加が不可欠となります。また、実際に取り組んでいく実行段階でも、自分たちの「地域社会の生活課題」を解決していくために、自分の状況に応じて、一人一人ができることをできる範囲で参加する姿勢が不可欠となります。

地域の中で、市民が意識して、自分たちの手で何とかしようという行動がなければ、真の意味での「地域社会の生活課題」の解決は難しいと考えられます。

こうした市民参加を通じた地域福祉の推進に向けては、単に地域における福祉という狭い範囲ではなく、また、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などのいわゆる給付や支援を基本とした福祉の範囲に収まるものではなく、まちづくりとしての広い視点で取組をめざすものです。

第2章 第7期計画策定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

(1) 地域福祉計画の背景

地域福祉の概念は社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」としています（第6期川崎市地域福祉計画より抜粋）。

社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

つまり、行政や事業者だけでなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域性に合わせた福祉活動を総合的に推進することです。

社会福祉法では、こうした地域福祉推進のための方策として、地域福祉計画の策定を求めています。

社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係

部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、上記法改正において、法第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

具体的には、有識者による「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ（令和元年 12 月 26 日）における提言として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進し、地域共生社会に踏み出していくため、取り組むべき事業が提起されました。

取り組むべき事業とは、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に行うこととされています。

さらに、令和 2 年 6 月の社会福祉法（令和 2 年法律第 52 号）の一部改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援に向けて、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等の規定が、法第 106 条の 4 として創設されました。

厚生労働省は、法改正の施行に向けて、令和 3 年 3 月 31 日に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」として、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを示しています。

（２）計画改定 の 目的

国のガイドラインでは、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を乗り越えるためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要であり、そのためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現が重要であるとしています。

また、人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして地域社会からの孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶとともに、個人やその世帯の中で複合・複雑化していることが考えられます。

こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見のではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意

欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、地域共生社会の実現に向けて重要であるとしています。

こうした考え方は、本市において推進している「川崎らしい地域包括ケアシステムの構築」そのものであり、各区に地域みまもり支援センターを設置し、「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けた取組を行ってきたところです。第7期計画は、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するための基幹的計画として位置づけ、策定するものです。

<地ケア構築に向けたこれまでの取組・経過>

- ・川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン策定。全世代を対象とした都市型の地域包括ケアシステムの構築。（平成27年3月）

第1段階（2018年3月まで） 土台づくり

第2段階（2025年まで） システム構築期

第3段階（さらなる進化） 時代や社会状況に応じた取組

※本市における地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元年度に開催した「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」報告書においても、「人口のピークが2030年でその後も高齢化が続いていく本市においては、2025年までに一定のシステム構築を図るとともに、その後も加速度的な取組が求められ、中長期的に捉えていくことが必要」と示されており、今後、計画策定の中で考え方を整理します。

- ・川崎市総合計画策定第3期実施計画（R4～R7）により具体的な取組を定めます。
- ・厚労省において「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置。地域共生社会の実現に向けた検討開始。（平成28年7月）
- ・厚生労働省においては、有識者による「地域共生社会推進検討会」が令和元年5月から開催され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、12月に提言をまとめ、令和2年改正社会福祉法に、新たな事業として「重層的支援体制整備事業」を創設した。

<主な関連計画>

- ・個別計画との連携を引き続き行う。
 - かわさきいきいき長寿プラン（老人福祉法に基づく「老人福祉計画」および介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして作成した計画）
 - かわさきノーマライゼーションプラン（障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」等を一体のものとして作成した

計画)

- 川崎市子ども・若者の未来応援プラン（子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」）
- かわさき健康づくり 21（健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」）
- かわさき保健医療プラン 等

※川崎市生活保護・自立支援対策方針の対象期間が平成28年度に終了したため、地域福祉計画において生活困窮者対策自立支援方策を位置付けます。

※成年後見制度利用促進法第14条に定める「成年後見制度利用促進計画」については、地域福祉計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。

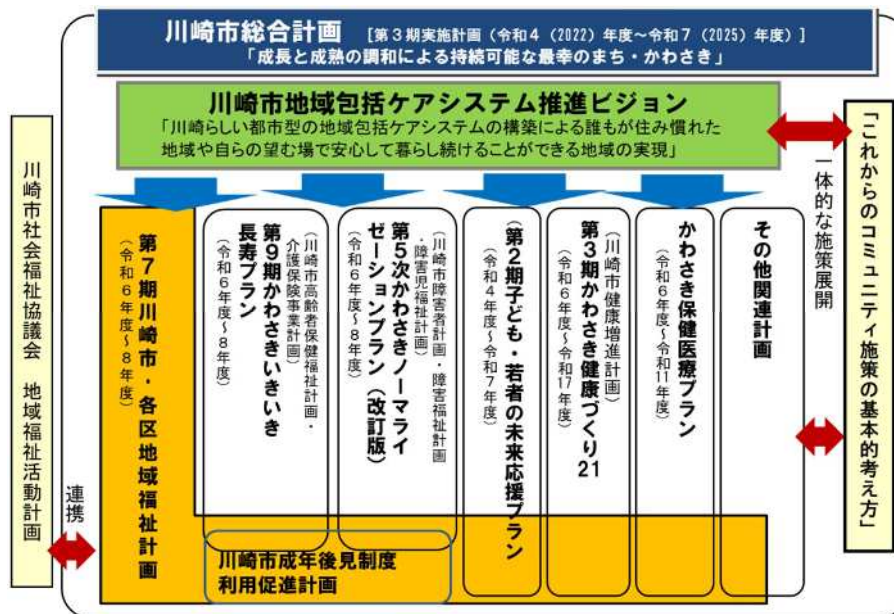
2 第7期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進の方向性

（1）地域福祉計画の位置付け

- ・社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画。
- ・地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画としての地域福祉計画は、住民が主体となって取り組むことをベースとした行政計画であり、本市においては、政令指定都市であることから、市計画と区計画を作成しています。
- ・保健・医療・福祉という身近な生活に関連する個別計画（高齢・障害・児童等）と、地域という視点から横断的に連携し、また、まちづくりや教育等生活関連分野との連携により、地域の課題解決に向けた体制づくりを進めます。
- ・市総合計画に基づいて、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を目指し、第3期実施計画との整合性を図って推進します。
- ・社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図ります。

（2）地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係性

- ・市計画については、地域包括ケアシステムを構築していく基幹的な計画として、国のガイドラインも参考としながら、推進ビジョンの基本的な5つの視点に基づく取組を基本に、分野をまたいで共通して取り組むべき事項等を記載する計画とします。
- ・区計画については、地域包括ケアシステムを構築していく個別計画の1つとして、第6期に引き続き、地域課題解決に向けた体制づくりを行うための計画とします。



(3) 計画期間

- ・「かわさきいきいき長寿プラン」等関連する個別計画と整合を図るため、計画期間を3年間とし、次期（第7期）計画は、令和6～8年度とします。

(4) 地域福祉計画策定・推進の概要

住民に身近な区役所が地域マネジメント機能を担うことを基本としていることから、地域福祉の推進に向けては、区計画をベースとしながら、市計画の支援機能を高めていく必要があります。あわせて、川崎市としての一体的な取組が必要な内容については、市計画に示していくことが必要と考えられます。

① 市計画

- ・計画策定・推進に向けては、本市の地域包括ケアシステム構築につなげられるように、多様な主体の参画による「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」運営委員等からの意見聴取とともに、行政内部での本庁関係各課、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、「地域みまもり支援センター」という。）」職員による連絡会議などで情報共有を図りながら、審議会としての川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下、「地域福祉専門分科会」という。）の学識経験者や地域福祉関係団体の代表等による議論を通じて、課題分析を行い、その分析を踏まえて、計画を検討します。
- ・また計画案については市民意見を幅広く募りながら、策定作業を進めます。
- ・計画の推進にあたっては、国の動向を踏まえ、各区における取組状況を把握し、事務事業レベルの進捗状況を確認しながら、本市における地域福祉の向上を目指します。

- ・地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進していくため、これまでの地域みまもり支援センターにおける地区担当エリアの状況を踏まえ、社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、第6期から地域の状況を把握するための基本的な単位を「地域ケア圏域」として、地区社会福祉協議会をベースとした市内44地区としています（麻生区は民児協区）。
- ・計画の評価については、住民が主体となって取り組む活動等については、区計画をベースとしながら、国の地域福祉計画策定ガイドラインをベースラインとした取組とあわせて、地域福祉専門分科会において評価を実施することとします。

【市計画構成イメージ】 ※今後の具体的な検討の中で調整していく予定。

第1章	趣旨と位置付け	計画の趣旨・期間、計画の位置付けと関連計画の関係性、これまでの計画の進捗状況と課題
第2章	地域福祉を取り巻く状況	地域福祉を取り巻く状況、地域福祉に関する実態調査、本市における地域福祉を取り巻く動向
第3章	地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	めざすべき姿、第7期計画期間における施策の方向性、第7期計画の実施状況の点検・見直し
第4章	具体的な事業展開	<u>① 意識の醸成と参加・活動の推進</u> <u>② 住まいと住まい方</u> <u>③ 多様な主体の活躍</u> <u>④ 一体的なケアの提供</u> <u>⑤ 地域マネジメント</u>
第5章	各区計画の概要	各区計画の概要

②区計画

- ・計画策定・推進に向けて、各地域における地区カルテ等を活用した地域マネジメントに向けた住民同士の協議の場での生活課題の把握や、地域みまもり支援センターが事務局機能を担う、「相談支援・ケアマネジメント推進委員会（高齢分野）」、「障害者自立支援協議会（障害分野）」、「子育て支援ネットワーク会議（児童分野）」等への情報共有・意見聴取等により連携を図りながら、区計画推進会議の区民が構成員となる会議等を通じて、課題分析を行い、課題を踏まえて、計画を検討します。
- ・また、計画案については、区民意見を幅広く募りながら、策定作業を進めます。

- ・計画の推進にあたっては、住民一人ひとりへの「個別支援の強化」と地域の多様な主体が連携した「地域力の向上」を目指し、各部署が持つ専門的機能・人材を活かした地域マネジメントに取り組めます。
- ・上記のとおり、地域の状況を把握するための基本的な単位を「地域ケア圏域」とすることから、第6期に引き続き、この圏域毎に、地域の概況等を記載することとします。
- ・計画の評価については、住民が主体となって取り組む計画であり、行政の責務も含む計画であることを考慮した上で、住民による継続した地域福祉活動への動機付けとなることを重視して行います。

【区計画構成イメージ（例示）】 ※今後の具体的な検討の中で調整していく予定。

第1章	地域福祉計画の趣旨と位置付け、市計画の概要	計画の趣旨・期間、計画の位置付けと関連計画の関係性、第7期計画の実施状況の点検・見直し、市計画の概要
第2章	〇〇区計画の趣旨と取り巻く状況	区の概況・特色、現状・課題、「地域ケア圏域」の概況と特徴、第6期計画の振り返り
第3章	基本目標ごとの具体的な地域での取組、行政の事業展開	基本理念、計画の趣旨、各区の基本目標に沿った取組

※第1章については、各区共通とします。

3 計画に盛り込む内容

(1) 地域福祉計画における地域包括ケアシステム推進の在り方

本市においては、川崎らしい都市型の全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指していますが、推進ビジョンの基本的な視点に基づき地域みまもり支援センターにおいて取り組んでいる「地域のニーズ・課題・資源の把握」「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」など、いわゆる“自助・互助”の促進に向けた区単位での取組は、積極的に地域福祉計画へ盛り込んでいくことで、より一層、体系立てて地域包括ケアシステムを推進していくことが可能となります。

これまで、各区の地域性に応じて「子育ての推進」「高齢者、障害者施策の推進」「地域の繋がりづくり」等重点取組を定め、施策全体を体系化してきたところですが、地域包括ケアシステムの構築という視点を含めて改めて整理する必要があると考えられます。

「自助」・・・自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること

「互助」・・・町内会・自治会などの地縁組織や地域住民、ボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い

「共助」・・・医療保険や介護保険のような社会保険を介して提供されるサービス

「公助」・・・主に税負担により提供される行政が担う社会福祉等

厚生労働省策定ガイドラインにおける事項等（「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（社援発0331第16号等 令和3年3月31日）参照）

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

※以下に、共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）
 - ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号関係）（1 の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）
 - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）
 - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）
- ⑥ その他
 - 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等
- ⑦ 各区の地域福祉推進を支援する事業

第3章 第7期計画策定・推進の進め方

1 地域の身近な課題に対応するための体制づくり

(1) 支援機関の関係職員全員が計画に関わる必要性

行政・社協・各種相談機関は、地域における支援機関として、地域住民の安全で安心な暮らしを支える役割を担っています。そのため、それらの職員は、それぞれの業務を通じて、地域における住民の生活課題を把握し、その課題に対応していくことが求められています。

特に、区計画は、策定・推進を通じて、地域住民、地域における支援機関、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、「地域みまもり支援センター」という。）」、区社会福祉協議会等が一体となって、地域課題を解決していくことを目的としています。

このことから、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、区社会福祉協議会等の職員は、それぞれの専門性を活かして区計画に関わるとともに、様々な生活課題に対応していくため、行政内部において、全庁をあげて対応していけるような総合性を持った計画とすることが必要となります。

(2) 組織・体制

①区計画の推進に向けた体制

- ・平成28年度の地域みまもり支援センター設置当初から、よりきめ細やかに地域支援を図るため、保健師を地区担当制とし、各区の状況に応じて地区担当エリアを分割し、関係部署間での地区担当エリアごとの地域の情報共有を図りました。その後、他の職種も担当地区を分担するなど、区ごとに工夫してきたところです。
- ・こうしたことから、第6期計画からは、各区において、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進していくため、これまでの地域みまもり支援センターにおける地区担当エリアの状況を踏まえ、社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、地域の状況を把握するための基本的な単位を、地区社会福祉協議会をベースとした市内44地区に分けることとし（麻生区は民児協区を想定）、このエリアを「地域ケア圏域」と位置付けることとしました。
- ・区地域福祉計画においては、この「地域ケア圏域」ごとの地区概況を記載します。
- ・また、区内の各課と連携しながら作成するとともに、各区社協が必要に応じて、情報共有や意見交換を行うことが重要です。

② 区地域福祉計画推進会議

- ・各区においては、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉の推進の観点から、「地域福祉計画推進会議」（名称は、異なる場合があります。）を設置し、計画で取り組むべき内容や方針について意見交換を行っています。
- ・学識経験者、医師会関係者、自治会・町内会関係者、民生委員児童委員関係者等により構成する「地域福祉計画推進会議」（名称は、異なる場合があります。）については、社会福祉審議会地域福祉専門分科会と異なり、地方自治法上の附属機関（第138条の4第3項）ではなく、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市民や有識者等から意見を聴取する会合としての「懇談会」として位置付けます。
- ・この地域福祉計画推進会議は、3年ごとの計画策定年においては、計画策定を主な役割としながら、通年の機能としては、区計画全体の様々な主体による取組を俯瞰し、様々な立場の委員から幅広い視点で意見をもらう場として運用していきます。

2 計画の策定作業

（1）市計画の改定作業について

①市域のデータ及びアンケートに基づく課題の検討

- ・計画所管課の健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当が中心となって、関連部署の業務から得られる多くの福祉保健関連の情報やデータ及び、令和4年度実施の「第6回川崎市地域福祉実態調査」「令和4年度高齢者実態調査」によるアンケート結果等を活用して、改めて地域福祉に関する課題を捉えなおし、分析・整理を行い、計画策定につなげることが必要です。
- ・また、課題を把握するのにあたっては、区計画の策定作業と連携しながら、相互に齟齬のない状況把握を行っていく必要があります。

③ 第6期計画の進捗状況の確認

- ・課題の検討にあたっては、現状の施策展開がどの程度図られているのか、達成度を把握する必要もあり、第6期計画の進捗状況について、毎年度の計画の評価結果も参考としながら、状況把握に努め、課題の発見につなげていくことが必要です。

④ 庁内関係部署との情報共有

- ・地域福祉計画は、福祉分野を中心に、取り扱う範囲も広汎に渡るため、必要に応じて、庁内の関係部署との情報共有・意識合わせが必要と考えられます。また、その際には、区計画も含めて、情報共有を行うことが必要となります。

⑤ 社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催

- ・市計画を中心に検討し、区計画についても、市計画との整合性を中心に、確認していくことになります。

第1回（5月30日）：委員の委嘱、地域福祉専門分科会委員の確定

第2回（6月9日）：第6期の振り返り、課題の整理、基本理念・目標の検討

第3回（7月下旬）：重点事項の検討、計画骨子作成

第4回（10月中旬）：計画素案策定

第5回（3月中旬）：パブコメ、区民説明会の意見を反映し、計画策定

⑥ パブリックコメント・説明会の実施（12～1月）

- ・市計画と区計画を合わせて実施し、市民意見を広く反映していくことが重要です。

⑦ 政策調整会議・市議会健康福祉委員会への報告（11月・3月）

- ・市計画と区計画を合わせて、11月頃を目途に、庁内の意思決定を行う、庁議としての政策調整会議に付議するとともに、市議会健康福祉委員会へ報告を行った上で、市民意見を広く求める手続きを進めます。

（2）区計画の改定作業について

①区域のデータ及びアンケートに基づく課題の検討

- ・計画所管課の地域みまもり支援センター地域ケア推進課が中心となって、関連部署の業務から得られる多くの福祉保健関連の情報やデータ及び令和4年度実施の「第6回川崎市地域福祉実態調査」によるアンケート結果等を活用して、改めて地域福祉に関する課題を捉えなおし、分析・整理を行い、計画策定につなげる必要があります。
- ・その際に、「相談支援・ケアマネジメント推進委員会（高齢分野）」、「障害者自立支援協議会（障害分野）」、「子育て支援ネットワーク会議（児童分野）」等の関係者のネットワーク会議や、地区カルテを活用した地域マネジメントの取組を通じて、把握した課題も踏まえた課題の捉えなおしをしていくことが重要です。

②第6期計画の進捗状況の確認

- ・課題の検討にあたっては、現状の施策展開がどの程度図られているのか、達成度を把握する必要もあり、第6期計画の進捗状況について、毎年度の計画の評価結果も参考としながら、状況把握に努め、課題の発見につなげていくことが必要です。

③庁内関係部署との情報共有

- ・市計画と区計画を策定していることから、両者の連動性を高めるため、市計画所管課の健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当との認識共有を図ることが重要であると考えられます。
- ・また、地域福祉計画は、福祉分野を中心に、取り扱う範囲も広汎に渡るため、必要に応じて、庁内の関係部署との情報共有・意識合わせが必要と考えられます。

④区地域福祉計画推進会議の開催

- ・学識経験者、民生委員児童委員、町内会・自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人の代表等幅広く意見聴取する場として設置し、区計画案の検討を行います。

第1回（6月頃）	：第6期の振り返り、課題の整理、基本理念目標の検討
第2回（8月頃）	：重点事項の検討、計画骨子作成
第3回（9月頃）	：計画素案策定
第4回（2月頃）	：パブコメ、区民説明会の意見を反映し、計画策定

⑤説明会・パブリックコメントの実施（12～1月）

市計画と同じ。

⑥政策調整会議・市議会健康福祉委員会への報告（11月・3月）

- ・市計画と同じ。

3 社会福祉協議会との連携

令和4年度に実施した「今後の川崎市社協と川崎市の連携に関する検討会議」の中で、今後の連携の方向性を整理し、連携強化に向けた取組の方向性を次のとおり整理しました。

市と社会福祉協議会（以下、「社協」という）が連携を踏まえた事業展開を図る上では、事業等を実施する前に、区役所、区社協の担当間で地域の現状、課題を共有し、事業を企画するなどのプロセスが有効的です。また、企画や実行それぞれの段階で双方が一緒に取り組んでいくという日頃からの意識が必要であり、実績を積み上げて、将来に渡って引き継いでいくことが重要です。

（１）地域福祉活動計画の性質

地域福祉活動計画は、社協だけではなく、社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互に協力して策定する「地域福祉活動の協働を目的とした民間の活動・行動計画（住民行動計画）」です。

内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成活動などを組織立って行うことを目的とした地域の様々な団体、ボランティア等の主体的な参加によって、地域福祉を推進していくための取組の方向性を計画化するものとなっています。

本市では、市社協及び各区社協があり、令和２年度に、法人としては、一本化が図られたことから、市社協における市域での事業展開や区社協の支援の内容に加え、各区社協における地域人材の発掘・育成、地区社協支援や住民主体の小地域活動促進等を記載する「地域福祉活動計画」として一体の計画を策定することとしています。

（２）計画の策定について

市地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、これまでも双方の計画推進において連携を図ってきましたが、理念の共有化等により、地域福祉事業の展開において、その機能と役割が互いにより一層発揮できるよう、策定段階から一体的に進めることとしています。

（３）一体的な策定・推進とは

- ・地域福祉の推進主体として社協が積極的に関わることが出来るよう策定プロセスを合同で行ったり、内容を一部共有するなどを行います。
- ・最終的にはそれぞれの役割を踏まえて記載します。
- ・市・区地域福祉計画と同様計画期間を３年間とし、令和６～８年度とします。
- ・計画に基づき市・区、市社協・区社協がそれぞれ連携しながら取組を推進します。

（４）計画策定における市と社協の連携について

●川崎市・市社協

- ・基本的な理念の共有化を図る
- ・各計画目標の設定（行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性である以上、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る）
- ・策定委員の意見交換の場の設定

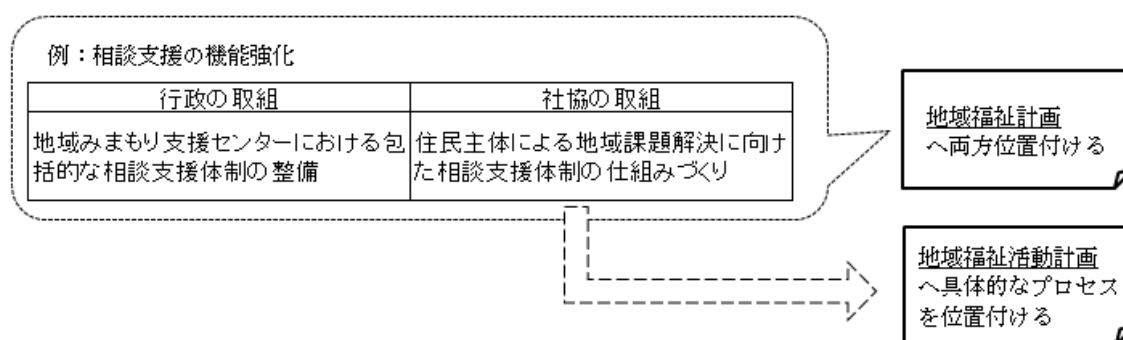
- ・事務局間の連絡会議の開催

●各区役所・各区社協

- ・基本的な理念の共有化を図る
- ・各計画目標の設定（行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性である以上、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る）
- ・事務局間の連絡会議の開催

（４）具体的な計画への位置付けイメージ

例えば相談支援体制の構築などの施策展開を図る場合、行政と社協のそれぞれの役割分担を行い、地域福祉計画には両方の取組を位置付け、地域福祉活動計画には、社協の具体的な事業、プロセスを位置付けます。



４ 計画策定・推進を通じた地域マネジメント

（１）地域福祉計画策定・推進を通じた地域づくり

地域福祉計画の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化することで、将来のあるべき姿について合意形成を図りながら、それぞれの主体が、役割に応じた具体的な活動を行い、地域福祉を推進していくことにあります。こうした中で、本市の地域包括ケアシステムの構築の取組と関連性が高く、行政として推進している地域マネジメントを進めていくことが重要です。

（２）地域マネジメントの推進

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その中で、５つの基本的な視点を定め、その一つとして、「地域マネジメント」を掲げています。

「地域マネジメント」は、地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築を目指した取組であり、その中で行政に期待される役割は、「多様な主体が各々に個別の役割を担う中で、関係者全員が同一の地域目標を共

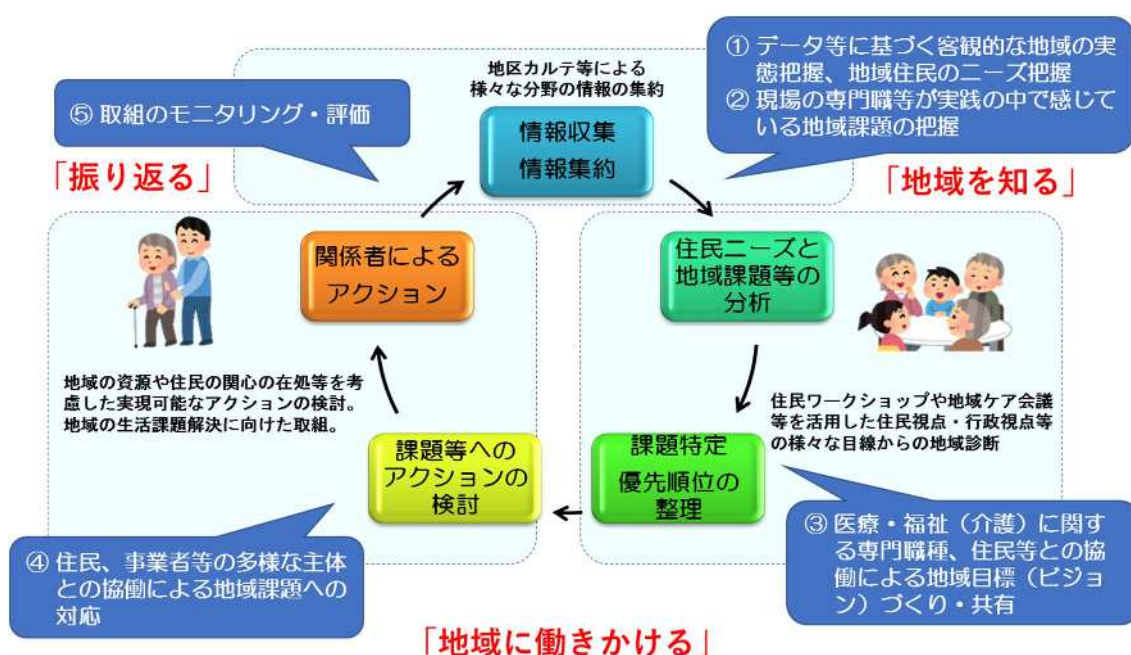
有するよう働きかけ、それを個々人のレベルまで反映させることにより、地域全体の目標の達成につなげる」という、限られた資源を最大限活用して、多様なニーズに対応することが求められる地域包括ケアシステム構築においては、極めて重要なものと考えられます。

こうした中で、行政による地域マネジメント推進のプロセスとしては、

- (ア) データ等に基づく客観的な地域の実態把握、地域住民のニーズ把握
- (イ) 現場の専門職等が実践の中で感じている地域課題の把握
- (ウ) 医療・福祉（介護）に関する専門職、住民等との協働による地域目標（ビジョン）づくり・共有
- (エ) 住民、事業者等の多様な主体との協働による地域課題への対応
- (オ) 取組のモニタリング・評価

と考えられます。

地域マネジメントのプロセス（例）



さらに、地域マネジメントとしては、住民等による「地域づくり」と行政・専門職等による「個別支援」「地域支援」が、相互に関連しながらバランスよく進められる必要があり、「個別支援」「地域支援」「地域づくり」の全体の動きや相互の関係性を「知ること」「つなぐこと」が必要となります。

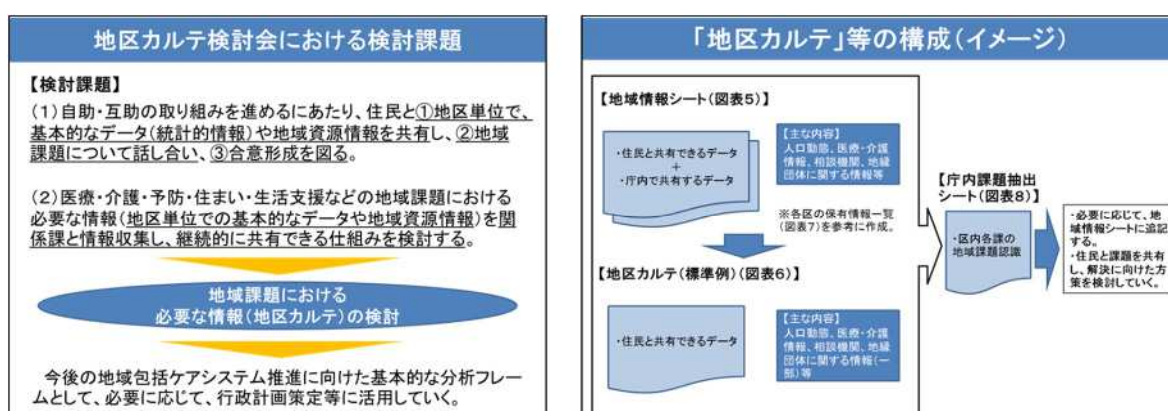
(3) ツールとしての地区カルテ等の役割

各区で運用されている「地区カルテ等」は、地域マネジメントの一連のプロセスのうち、「地域を知る」「ビジョンを共有する」という機能をシステム化し、庁内外の関係者の協働体制を構築することを目指して、平成28年度に検討・整理されたものです。

その際に、次の2点が必要な機能として整理され、「地区カルテ」「地域情報シート」（合わせて「地区カルテ等」と呼ぶ。）として位置付けました。

機能①：地域住民・専門職等とのビジョンの共有【地区カルテの機能として整理】

機能②：庁内の情報の共有【地域情報シートの機能として整理】



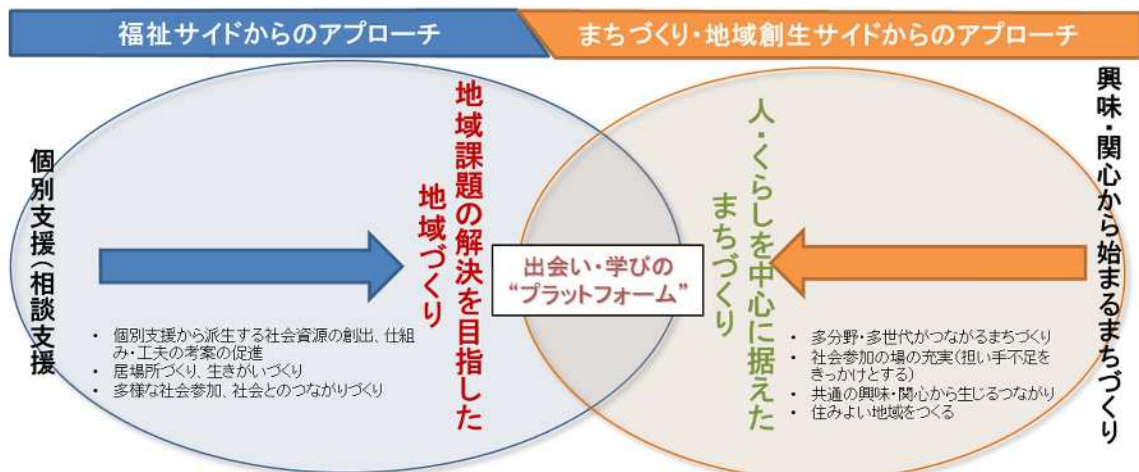
この「地区カルテ等」は、地域マネジメントの推進に向けて、地域の状況をより立体的に把握するため、統計情報（量的データ）と住民の声や担当の気づき（質的データ）を整理し、住民同士が地域の特徴を共有し、課題解決に向けた取組や地域の目指すべき姿の合意形成につなげていくためのツールです。

また、令和2年度に設定した地域ケア圏域に合わせ、各地区共通のデータ等を掲載した「地区カルテ共通フェイスシート」等を作成し、住民の身近な地域への関心を高め、課題の共有・解決につなげていくことを目指すこととしました。

具体的には、地域づくり、地域支援における地域住民や関係機関・団体等へのヒアリングやワークショップ等の話し合いのきっかけとして使用するもので、住民同士が地域の特徴を共有し、課題解決に向けた取組や地域の目指すべき姿の合意形成につなげていくために活用することを目的としています。

(4) 地域への働きかけの視点

地域への働きかけには、「保健福祉の視点からのアプローチ」と「まちづくり・地域コミュニティの視点からのアプローチ」があります。地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりでは、その両面から取り組む必要があります。



図の出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）

5 計画策定・推進のプロセス

（１）計画の評価

川崎市・各区地域福祉計画における進行管理・評価

【進行管理・評価の方法】

地域福祉計画は、本市の地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉をどのように推進すれば、より良い成果が得られるかなど、市民の意識も踏まえて、本市の総合計画実施計画の事務事業の評価を材料として、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理・評価を毎年実施します。

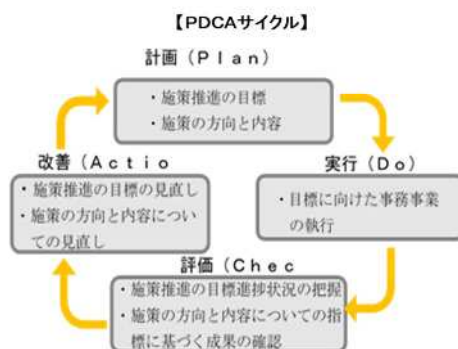
①市計画については、総合計画実施計画の事務事業の評価の実施に合わせ、事務事業の評価の概略を地域福祉計画の評価シートに記載しています。

②また、①を材料として客観的指標としながら、基本目標ごとに定めた（ア）めざす方向、（イ）主観的指標としての市民意識の推移を見比べて、地域福祉専門分科会での議論を経て、取組状況としてのコメントとして、「めざすべき方向性」の進捗を検証します。

③各区の計画については、主な取組を中心に、各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の実施状況の点検を実施します。

※なお、計画に、地域で行われている活動を掲載している場合には、活動自体ではなく、行政としてどのように支援が図られたかを評価することとします。

④さらに、市計画と区計画を合わせて、（ア）基本理念、（イ）主観的指標に対する達成度について、総評として、地域福祉専門分科会での議論を経て、まとめます。



参考資料

○川崎市自治基本条例

平成 16 年 12 月 22 日条例第 60 号

川崎市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民(第6条～第9条)

第2節 議会(第10条～第12条)

第3節 市長等

第1款 市長等(第13条・第14条)

第2款 行政運営等(第15条～第18条)

第3款 区(第19条～第22条)

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営(第23条～第27条)

第2節 参加及び協働による自治運営(第28条～第32条)

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

第4章 国や他の自治体との関係(第34条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第 12 条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第 1 項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第 13 条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第 14 条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第 15 条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることが基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限ります。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第 16 条 市長は、中長期的な展望に立つて、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第 17 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第 15 条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第 18 条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第 19 条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第 20 条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第 21 条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第 22 条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第 23 条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第 24 条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第 25 条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第 26 条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第 27 条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第 23 条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第 28 条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第 29 条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第 30 条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る

意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

- 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第 31 条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第 32 条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第 33 条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第 34 条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

- 2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成 17 年4月1日から施行します。

地域包括ケアシステムの構築に向けた川崎市の取組

平成26年4月 「地域包括ケア推進室」の設置

子どもから高齢者まで部局横断的な取組が可能となるように健康福祉局内に設置。

平成27年3月 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定

「ご当地システム」として、本市としての基本的な考え方を示した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を関連個別計画の上位概念と位置付け、地域全体で共有し、具体的な行動につなげていく。



平成28年4月 「地域みまもり支援センター」の設置

全ての地域住民を対象として、住民に身近な区役所で「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図るために設置。平成31年4月改正。

【市健康福祉局】<平成30年4月～>
(地域包括ケアシステムの構築)

【地域みまもり支援センター】<平成31年4月～>
(「個別支援の強化」と「地域力の向上」)

地域包括ケア推進室

ケアシステム担当
地域福祉担当
地域保健担当
専門支援担当

調整・政策検討

取組の吸上げ・課題抽出

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当

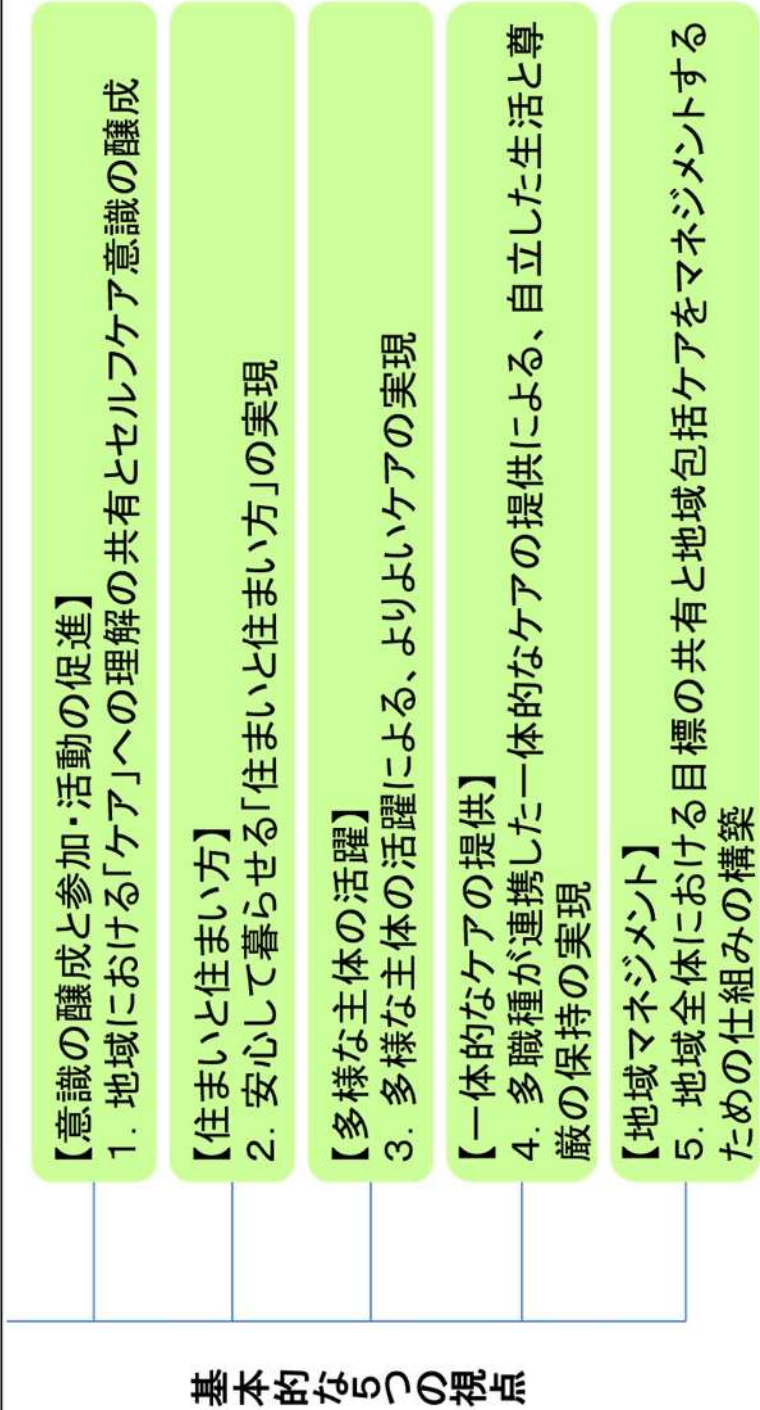
全市を40地区に、担当保健師を配置し、地域のニーズに応じた、きめ細かな対応をめざす。

地域包括ケアシステム推進に向けた取組の視点

一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして

【基本理念】

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や本人が望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



コミュニティ・ケアの仕組みづくり(イメージ)



スケジュール